

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
<p>1902.30</p>	<p>1. <u>ミートボールを 22.9%含有する調製食料品</u></p> <p><u>本品は、目に見える程度の細片の含有量をもとにした重量比で、ミートボールを 22.9%、パスタを 20.5%及び野菜を 1.28%含有する調製品である。ミートボール自体は肉を 63.8%含有するため、この調製品全体における肉の含有率は 14.6%である。この調製品は、正味 190 グラムのガラス容器入りで小売用にしたものであり、温めてから幼児（1歳以上）が消費するように作られている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <div data-bbox="517 683 869 1295" style="text-align: center;">  </div>		<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2005. 80</p> <p>1. <u>スイートコーンの粉</u></p> <p><u>本品は、細かい黄色の粉末状の、スイートコーンの粉であり、スイートコーンの穀粒を（水分含有量が 10%未満になるまで）脱水し、次いで挽き、熱処理（70℃で 4～5 時間）することによって得られる。本品の灰の含有率は 2.69%、でん粉の含有率は 16.28%である。アイスクリーム調製品のために使用される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>（新 規）</p>
<p>2008. 99</p> <p>3. <u>冷凍おたねにんじん</u></p> <p><u>本品は、冷凍のおたねにんじんで、調製食料品（例えば、チキンスープ）の材料として使用されるものである。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>（新 規）</p>
<p>2106. 90</p> <p>29. <u>消化を助けるタブレット</u></p> <p><u>本品は、塩、砂糖、レモン濃縮物、黒塩、クミンの種、黒こしょう、乾燥しょうが、ロングペッパー及び塩化アンモニウムを含有するタブレットであり、120 錠の容器入りで小売用にしたものである。本品は、特に食後において、消化を助けるために使用される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3824. 90	<p>18. 電子たばこ用カートリッジ</p> <p>本品は、プラスチック製の吸い口並びにプロピレングリコール、グリセロール、たばこの揮発性油、バニラ、メントール、リナロール、2,5-ジメチルピラジン及び2-アセチルピラジンから成る溶液を染み込ませた吸収物質が入ったプラスチック製の管から成る物品である。当該カートリッジは、カートリッジ内の溶液を加熱し気化させて使用者が吸入する蒸気の霧（vapour mist）を作る電子たばこに用いられる。</p> <p>通則 1、3（b）及び6を適用</p> <p><u>3824. 90/19</u> 及び 8543. 70/5 参照</p>  <p>19. 電子たばこ用カートリッジ</p> <p>本品は、プラスチック製の吸い口並びにプロピレングリコール、グリセロール、ニコチン及びエチルアルコールから成る溶液を染み込ませた吸収物質が入ったプラスチック製の管から成る物品である。当該カートリッジは、カートリッジ内の溶液を加熱し気化させて使用者が吸入する蒸気の霧（vapour mist）を作る電子たばこに用いられる。</p> <p>通則 1、3（b）及び6を適用</p> <p><u>3824. 90/18</u> 及び 8543. 70/5 参照</p>	3824. 90	<p>18. 電子たばこ用カートリッジ</p> <p>本品は、プラスチック製の吸い口並びにプロピレングリコール、グリセロール、たばこの揮発性油、バニラ、メントール、リナロール、2,5-ジメチルピラジン及び2-アセチルピラジンから成る溶液を染み込ませた吸収物質が入ったプラスチック製の管から成る物品である。当該カートリッジは、カートリッジ内の溶液を加熱し気化させて使用者が吸入する蒸気の霧（vapour mist）を作る電子たばこに用いられる。</p> <p>通則 1、3（b）及び6を適用</p> <p><u>3824. 90/20</u> 及び 8543. 70/5 参照</p>  <p>19. 電子たばこ用カートリッジ</p> <p>本品は、プラスチック製の吸い口並びにプロピレングリコール、グリセロール、ニコチン及びエチルアルコールから成る溶液を染み込ませた吸収物質が入ったプラスチック製の管から成る物品である。当該カートリッジは、カートリッジ内の溶液を加熱し気化させて使用者が吸入する蒸気の霧（vapour mist）を作る電子たばこに用いられる。</p> <p>通則 1、3（b）及び6を適用</p> <p><u>3824. 90/19</u> 及び 8543. 70/5 参照</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>20. <u>“Shisha-Steam-Stones”</u></p> <p><u>本品は、加圧注入法（Pressure Injection Method）により、天然の鉱石（“Shisha-Steam-Stones”）の穴にグリセリン及び香味物質の溶液を染み込ませた化学工業生産品である。本品はニコチンを含まない。</u></p> <p><u>本品は、水パイプに入れて用いられ、石を熱し溶液を煮沸することで発生した蒸気を、水パイプから吸入する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>（新 規）</p>

改正後	改正前
<p>3907. 20</p> <p>1. ポリアミドーポリエーテル縮合物</p> <p>本品は、長鎖の両末端にカルボン酸を持つポリアミド（ポリアミド 6, 6 にアジピン酸を重合させたもの）と長鎖の両末端に水酸基を持つポリエーテル（ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）の重合により得られたブロック共重合体で、エチレンオキシドに由来する単量体ユニットの重量の方が、ヘキサメチレンジアミン及びアジピン酸を合わせたものに由来する単量体ユニットの重量よりも大きい。本重合体は次のような構造をしている。</p> $\text{HO}- \underbrace{\left[\text{OC}(\text{CH}_2)_4\text{COCN}(\text{CH}_2)_6\text{NH} \right]_m}_{\text{ポリアミド}} - \text{OC}(\text{CH}_2)_4\text{COOCH}_2\text{CH}_2\text{O}- \underbrace{\left[\text{CH}_2\text{CH}_2\text{O} \right]_n}_{\text{ポリエーテル}} - \text{H}$ <p style="text-align: center;">エステル結合</p> <p style="text-align: center;">ポリアミド ポリエーテル</p> <p style="text-align: center;">平均値：m=2、n=13、L=5</p>	<p>3907. 20</p> <p>1. ポリアミドーポリエーテル縮合物</p> <p>本品は、長鎖の両末端にカルボン酸を持つポリアミド（ポリアミド 6, 6 にアジピン酸を重合させたもの）と長鎖の両末端に水酸基を持つポリエーテル（ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）の重合により得られたブロック共重合体で、エチレンオキシドに由来する単量体ユニットの重量の方が、ヘキサメチレンジアミン及びアジピン酸を合わせたものに由来する単量体ユニットの重量よりも大きい。本重合体は次のような構造をしている。</p> $\text{HO}- \underbrace{\left[\text{OC}(\text{CH}_2)_4\text{COCN}(\text{CH}_2)_6\text{NH} \right]_m}_{\text{ポリアミド}} - \text{OC}(\text{CH}_2)_4\text{COOCH}_2\text{CH}_2\text{O}- \underbrace{\left[\text{CH}_2\text{CH}_2\text{O} \right]_n}_{\text{ポリエーテル}} - \text{H}$ <p style="text-align: center;">エステル結合</p> <p style="text-align: center;">ポリアミド ポリエーテル</p> <p style="text-align: center;">平均値：m = 2、n = 13、L = 5</p>
<p>3913. 90</p> <p>1. <u>多糖類（「キサントタンガム」）</u></p> <p><u>本品は、ガム状の多糖類（「キサントタンガム」）であり、ぶどう糖、しょ糖、乳糖又はでん粉をバクテリア（<i>Xanthomonas campestris</i>）で発酵させることにより得られる。</u></p> <p><u>発酵期間の後、この多糖類は、イソプロピルアルコールと共に成長培地から沈殿し、乾燥され、粉碎されて微粉末になり、液状の媒体に加えられてガムを形成する。</u></p> <p><u>本品は、食品の増粘剤又は安定剤のように、食品添加物又はレオロジー調整剤（modifier）として使用される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p style="text-align: center;">（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4303. 90</p> <p>1. <u>ハイイログマの全形の毛皮から作られた敷物</u></p> <p><u>本品は、紡織用繊維の下敷きに固定された、頭部、尾部及び足部の付いたハイイログマの全形の毛皮から作られた敷物である。頭部は剥（はく）製にされ、目と舌は人造のものに取り替えられている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>9705. 00／ 1、9705. 00／ 2 及び 9705. 00／ 3 参照</u></p> 	<p>(新 規)</p>
<p>5402. 20</p> <p>1. <u>テクスチャード加工されたポリエステルの強力糸</u></p> <p><u>本品は、テクスチャード加工されたポリエステルの強力糸で、小売用にしてないものである。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6204.62 1. 女性用のズボン</p> <p><u>本品は、綿織物製で緑色の女性用のズボン（“Shalwar”）である。</u> <u>このズボンは、チュニック及びシヨール（いずれも緑色及び黄色）と共に構成される“Shalwar-Kameez”という女性用衣類の1つの構成部分である。チュニック及びシヨールは、分離して、それぞれ 6206.30 号又は 6214.90 号に分類される。</u> <u>3つの構成部分はすべて、小売用にして共に提示される。</u></p> <p>通則 1（第 11 部注 14）及び 6 を適用</p> <p>6206.30／1 及び 6214.90／2 参照</p> 	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>6206.30</u></p> <p><u>1. 女性用のチュニック</u></p> <p><u>本品は、綿織物の各部分（それぞれ緑色又は黄色）を縫い合わせて作られた、ゆったりした女性用のチュニック（“Kameez”）である。袖無しで、スクープネックであり、素材に縫い付けられた模様で飾られていて、裏地及びチュニックの縁に沿った銀色のストリップ状の生地を特徴とする。</u></p> <p><u>このチュニックは、ズボン（緑色）及びショール（緑色及び黄色）と共に構成される“Shalwar-Kameez”という女性用衣類の1つの構成部分である。ズボン及びショールは、分離して、それぞれ 6204.62 号又は 6214.90 号に分類される。3つの構成部分はすべて、小売用にして共に提示される。</u></p> <p><u>通則 1（第 11 部注 14）及び 6 を適用</u></p> <p><u>6204.62／1 及び 6214.90／2 参照</u></p> 	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

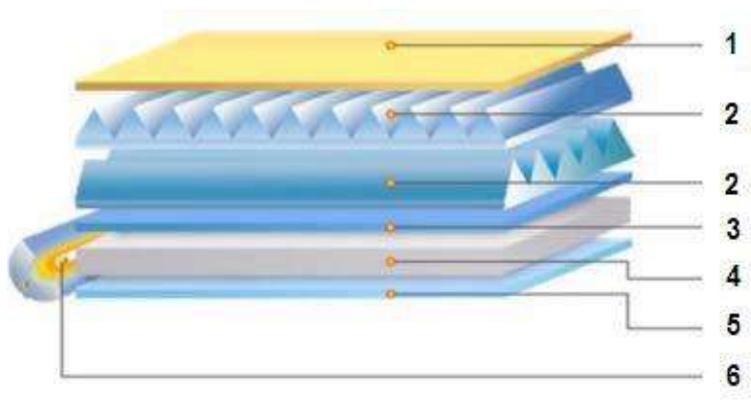
改正後	改正前
<p>6214.90 2. ショール</p> <p><u>本品は、綿織物製で、緑色及び黄色の長方形のショール（“Dupatta”）である。</u></p> <p><u>このショールは、ズボン（緑色）及びチュニック（緑色及び黄色）と共に構成される“Shalwar-Kameez”という女性用衣類の1つの附属構成部分である。ズボン及びチュニックは、分離して、それぞれ 6204.62 号又は 6206.30 号に分類される。3つの構成部分はすべて、小売用にして共に提示される。</u></p> <p>通則 1（第 11 部注 14）及び 6 を適用</p> <p>6204.62／1 及び 6206.30／1 参照</p> 	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
7321.89	<p>1. Charcoal Chimney Starter（火おこし器）</p> <p>本品は、両端が開いた鋼製のドラムの形状をした火おこし器であり、側面に取手を有し、穴の開いた金属板により2つの内部室に分かれている。シリンダーは、高さ 275 ミリメートル、直径 170 ミリメートルである。下部の仕切り (chamber) は、<u>空気の循環を促すため、穴が開けられている</u>。上部の仕切り (chamber) には炭が置かれ、下部の仕切り (chamber) は紙で満たされる。当該火おこし器は、焼き肉器又は火格子の上に置かれ、紙に火が付けられる。本品の設計は、炭を焼き肉器又は火格子の上に撒く準備ができるまで、炭の着火及び加熱を加速する煙突効果を生み出す。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> <div data-bbox="407 794 981 1078">  </div>	7321.89	<p>1. Charcoal Chimney Starter（火おこし器）</p> <p>本品は、両端が開いた鋼製のドラムの形状をした火おこし器であり、側面に取手を有し、穴の開いた金属板により2つの内部室に分かれている。シリンダーは、高さ 275 ミリメートル、直径 170 ミリメートルである。下部の仕切り (chamber) は、<u>空気の循環を促すため、穴が開けられている</u>。上部の仕切り (chamber) には炭が置かれ、下部の仕切り (chamber) は紙で満たされる。当該火おこし器は、焼き肉器又は火格子の上に置かれ、紙に火が付けられる。本品の設計は、炭を焼き肉器又は火格子の上に撒く準備ができるまで、炭の着火及び加熱を加速する煙突効果を生み出す。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> <div data-bbox="1391 794 1964 1078">  </div>

改正後	改正前
<p>8473.30 3. <u>発光ダイオード（LED）バックライトユニット</u></p> <p><u>本品は、LED バー及び光学部品から成る LED バックライトユニットであり、幅 360 ミリメートル、高さ 210 ミリメートルのプラスチックフレーム内で共に組み合わされている。LED バーは、フレキシブルプリント回路基板上に一行に取り付けられた 48 個の LED パッケージ及び 1 個の電気コネクタから成る。光学部品は、反射シート、導光プレート、拡散シート及び 2 枚のプリズムシートから成る。</u></p> <p><u>このデバイスは、液晶ディスプレイ（LCD）モジュールにバックライトを提供するために、携帯用の自動データ処理機械用に設計された特定の LCD モジュールに取り付けられるよう設計されている。</u></p> <p><u>通則 1（第 16 部注 2 (b)）及び 6 を適用</u></p>  <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 保護フィルム</u> <u>2. プリズムシート</u> <u>3. 拡散シート</u> <u>4. 導光プレート</u> <u>5. 反射シート</u> <u>6. LED バー</u> 	<p>(新 規)</p>

改正後	改正前
<p>8517.70</p> <p>1. 携帯電話用の透明な静電容量式タッチスクリーン</p> <p><u>本品は幅 56 ミリメートル×高さ 109 ミリメートル×長さ 1.3 ミリメートルの物品で、2 枚の薄い透明なインジウム・スズ酸化物 (ITO) 導電層及び最上部の強化ガラス保護層から成り、それらは光学的に透明な粘着層で接着されている。タッチ集積回路 (IC) が取り付けられたフレキシブルプリント回路基板 (FPCB) も備えている。スクリーンをタッチすることで、人体から自然に生じる電荷に反応することにより、ITO 導電層により作られている静電界が歪められる。タッチ IC は、静電界の歪みを感知し、タッチがどこで起こったかを計算し、当該携帯電話のアプリケーションプロセッサに、その情報を送信する。本品自体に表示能力はない。</u></p> <p><u>このスクリーンは、液晶ディスプレイ (LCD) 又はアクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード (AMOLED) ディスプレイの携帯電話に使用される。本品は 4 つの丸い縁を有しており、メインボタン、カメラレンズ及び拡声器のための穴がある携帯電話の前面に適合するようにカットされている。</u></p> <p>通則 1（第 16 部注 2 (b)）及び 6 を適用</p> 	<p>(新 規)</p>

改正後	改正前
<p>2. <u>タッチセンシティブのアクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード (AMOLED) ディスプレイモジュール</u></p> <p><u>本品は長さ 123 ミリメートル×幅 76 ミリメートル×高さ 1 ミリメートルの物品で、ある携帯電話に組み込まれるよう設計されたものである。AMOLED モジュールは、電話用の静電容量式タッチセンシティブ操作パネル及びスクリーンの対角線が 5.3 インチ (134 ミリメートル) で、解像度が 1200×800 ピクセルであるディスプレイとして機能する。</u></p> <p><u>AMOLED モジュールは、以下のものから成る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>－物品を保護するためのカバーガラス（強化ガラス）</u> <u>－上部のガラス層（セル内の、インジウム・すず酸化物 (ITO) パターンとして形成された透明な導電層を特徴とする。）と下部のガラス層に挟まれた、有機化合物の層から成る、AMOLED ディスプレイパネル</u> <u>－タッチ操作を制御することにより、主要機器（携帯電話）とディスプレイとの間のインターフェースを提供する、フレキシブルプリント基板アセンブリ</u> <p><u>通則 1（第 16 部注 2 (b)）及び 6 を適用</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p><u>A</u> A－カバーガラス</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p><u>B</u> B－モジュールの背面</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">（新 規）</p>

改正後	改正前
<p>8537.10 2. <u>透明な抵抗式タッチスクリーン</u></p> <p><u>本品は長さ 325 ミリメートル×幅 245 ミリメートル×高さ 2 ミリメートルの物品で、ドットスペーサ及び電気バスバーで隔てられた 2 枚の薄い透明なインジウム・すず酸化物 (ITO) 導電層から成り、最上部のプラスチックの保護フィルムの層及び底部の保護ガラスの層が積層されており、柔軟性のあるコネクタテールが付いている。外力によって 2 枚の ITO 導電層がタッチポイントに接続されると、電圧変化を引き起こす。抵抗タッチコントローラーは電圧変化を X-Y 位置の値に変換し、タッチスクリーンの応用デバイスに対応する信号を送る。タッチスクリーンは、人間の指やスタイラスを含むあらゆる物体によるタッチを検知できるが、それ自体に表示能力はない。</u></p> <p><u>本品は、現金自動預払機 (ATM)、ポイント・オブ・セール／サービス (POSs) ターミナル、モニター及び自動データ処理 (ADP) 機械のような、ディスプレイを組み込んだ様々な装置に使用することができる。</u></p> <p><u>通則 1 (第 16 部注 2 (a)) 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
<p><u>8543.70</u></p>	<p><u>6. 発光ダイオード (LED) “spot lamp”</u></p> <p><u>本品は LED スポットランプであり、いくつかの発光ダイオード、交流電源を整流し LED に使用できるレベルの電圧に変換する回路、放熱器 (heat sink) 及び 2 ピン基部から成る。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="295 272 833 309">7. <u>発光ダイオード (LED) “bulb lamp”</u></p> <p data-bbox="344 339 1111 469"><u>本品は、白熱電球の標準の形状をした LED 電球 (bulb lamp) であり、プラスチック製の容器に入れたいくつかの発光ダイオード、交流電源を整流し LED に使用できるレベルの電圧に変換する回路、放熱器 (heat sink) 及びねじ式基部から成る。</u></p> <p data-bbox="371 499 633 533">通則 1 及び 6 を適用</p> 	<p data-bbox="1630 272 1747 309">(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>9018. 39</p> <p>1. 血液の収集用及び輸送用真空チューブ（化学添加剤を含むもの）</p> <p>本品は、プラスチック製で、正確な血量を取るために、あらかじめ決まった真空度になっている。チューブは採血のため、限られた時間の間輸送のため、また、臨床検査室で血を血清、血漿又は全血の特定の検査のために保存するために用いられる。本品には、主に、同じ製造者によって生産される静脈注射針及び注射筒と共に使用するのに適している。</p> <p>本品は、内部に採血量に応じてあらかじめ決まった量の添加剤を有し無菌になっている。チューブは、色分けされた内部のリングを持つ色分けされた安全キャップを付けている。</p> <p>添加剤は、採取した血液に対し化学的に不活性のものか、又は化学的に作用する<u>種類</u>のものである。化学的に不活性な添加剤（凝血活性剤、分離ジェルとポリスチレンビーズ）には、機械的機能がある。化学的添加剤は、例えば、抗凝固剤（エチレンジアミン四酢酸（EDTA）、ヘパリン（アンモニウム、リチウム、ナトリウム）、クエン酸ナトリウム、シュウ酸カリウム又はアンモニウム）又は抗糖分解剤（フッ化ナトリウム及びヨウ化酢酸リチウム）として機能する。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>	<p>9018. 39</p> <p>1. 血液の収集用及び輸送用真空チューブ（化学添加剤を含むもの）</p> <p>本品は、プラスチック製で、正確な血量を取るために、あらかじめ決まった真空度になっている。チューブは採血のため、限られた時間の間輸送のため、また、臨床検査室で血を血清、血漿又は全血の特定の検査のために保存するために用いられる。本品には、主に、同じ製造者によって生産される静脈注射針及び注射筒と共に使用するのに適している。</p> <p>本品は、内部に採血量に応じてあらかじめ決まった量の添加剤を有し無菌になっている。チューブは、色分けされた内部のリングを持つ色分けされた安全キャップを付けている。</p> <p>添加剤は、採取した血液に対し化学的に不活性のものか、又は化学的に作用する<u>酒類</u>のものである。化学的に不活性な添加剤（凝血活性剤、分離ジェルとポリスチレンビーズ）には、機械的機能がある。化学的添加剤は、例えば、抗凝固剤（エチレンジアミン四酢酸（EDTA）、ヘパリン（アンモニウム、リチウム、ナトリウム）、クエン酸ナトリウム、シュウ酸カリウム又はアンモニウム）又は抗糖分解剤（フッ化ナトリウム及びヨウ化酢酸リチウム）として機能する。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

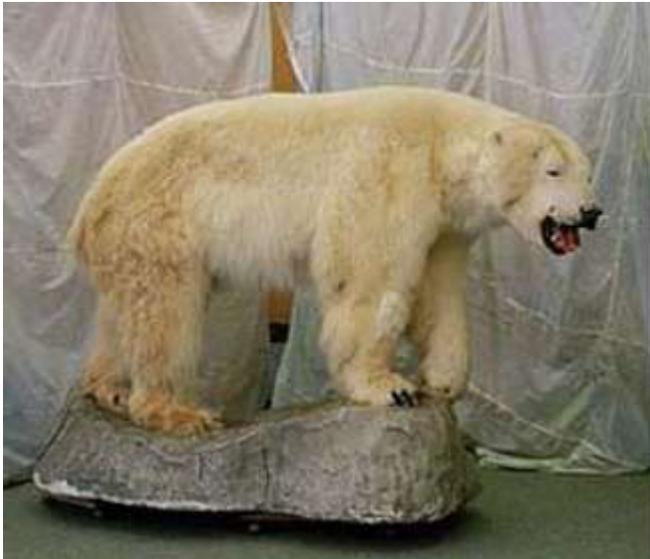
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="138 274 250 308"><u>9403. 20</u></p> <p data-bbox="295 274 694 308"><u>2. チェックアウトカウンター</u></p> <p data-bbox="344 339 1111 469"><u>本品は、アルミニウム製で、長さ 210 センチメートルであり、ベルトコンベヤを特徴とし、金銭登録機を収容するように設計されており、商店及びスーパーマーケットにおいて使用する種類のものである。</u></p> <p data-bbox="371 499 636 533"><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p data-bbox="1630 274 1747 308">(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>9705.00</u></p> <p><u>1. 剥（はく）製にしたホッキョクグマ</u></p> <p><u>本品は、台付きの、剥（はく）製にしたホッキョクグマである。</u></p> <p><u>通則 1 を適用</u></p> <p><u>4303.90／1、9705.00／2 及び 9705.00／3 参照</u></p> 	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="297 276 719 308">2. <u>2羽の剥（はく）製にした鳥</u></p> <p data-bbox="347 341 1108 405">本品は、<u>生息地を模した台に取り付けた、2羽の剥（はく）製にした鳥である。</u></p> <p data-bbox="374 437 551 469">通則 1 を適用</p> <p data-bbox="374 501 1016 533">4303.90／1、9705.00／1 及び 9705.00／3 参照</p> 	<p data-bbox="1630 276 1744 308">（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3. <u>おおじかの頭から肩まで（生皮）の装飾品</u></p> <p><u>本品は、おおじかの頭から首までの生皮から成り、枝角付きである。内部（枝角を支える部分の頭蓋骨を除く。）は取り除かれ、成型したポリウレタンに取り替えられている。目は人造のものに取り替えられている。</u></p> <p><u>通則 1 を適用</u></p> <p><u>4303.90／1、9705.00／1 及び 9705.00／2 参照</u></p> 	<p>（新 規）</p>